

(3) 環境に係る組織体制の整備に関する事項(第 18 号様式の 3 付表 2)について

「環境に係る組織体制の整備に関する事項」について自己チェックするものです。

第 18 号様式の 3 付表 1 に記入した事業者は、第 18 号様式の 3 付表 2 についても記入が必要です。 化学物質の管理体制を確認のうえ報告してください。

Point !

環境に係る組織図及び連絡体制を記載したものと併せて提出する必要があります。
 組織体制の整備について自己チェックを行う際には、次の 2 つの指針を参考にしてください。
 化学物質の適正な管理に関する指針 環境に係る組織体制の整備に関する指針
 URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f41093/#shishin>

提出先について

事業所ごとに作成した報告書は、**事業所の所在地を所管する市町村の環境保全主管課へ正本 1 通及びその写し 1 通(相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市は正本 1 通)を提出**してください。
正本と写し両方に押印が必要です。提出は郵送又は持参のどちらも可能です。
 各市町村環境保全主管課一覧 URL:<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p28056.html>

問い合わせ先について

報告書の作成に関して不明な点がある場合は、以下の連絡先へお問い合わせ下さい。
 ・相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市所在の事業所：各市へ
 ・厚木市、大和市、茅ヶ崎市及び小田原市所在の事業所
 (排水指定物質及び特定有害物質について)：各市へ
 (その他の事項について)：区域を所管する県地域県政総合センター環境部へ
 ・その他の市町村の事業所：区域を所管する県地域県政総合センター環境部へ

所管区域	相談窓口	相談窓口の所在地	電話番号
鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	神奈川県横須賀三浦地域 県政総合センター 環境部環境課	〒238-0006 横須賀市日の出町 2-9-19	046-823-0210 (代表)
厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	神奈川県県央地域 県政総合センター 環境部環境保全課	〒243-0004 厚木市水引 2-3-1	046-224-1111 (代表)
茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	神奈川県湘南地域 県政総合センター 環境部環境保全課	〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1	0463-22-2711 (代表)
小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	神奈川県県西地域 県政総合センター 環境部環境保全課	〒250-0042 小田原市荻窪 350-1	0465-32-8000 (代表)
相模原市	相模原市環境経済局 環境共生部環境保全課	〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15	042-769-8241
横須賀市	横須賀市環境政策部 環境管理課	〒238-8550 横須賀市小川町 11	046-822-8328
平塚市	平塚市環境部 環境保全課	〒254-8686 平塚市浅間町 9-1	0463-21-9764
藤沢市	藤沢市環境部 環境保全課	〒251-8601 藤沢市朝日町 1-1	0466-50-3519
小田原市 (排水指定物質・特定有害物質)	小田原市環境部 環境保護課	〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地	0465-33-1483
茅ヶ崎市 (排水指定物質・特定有害物質)	茅ヶ崎市環境部 環境保全課	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1	0467-82-1111
厚木市 (排水指定物質・特定有害物質)	厚木市環境農政部 生活環境課	〒243-8511 厚木市中町 3-17-17	046-225-2752
大和市 (排水指定物質・特定有害物質)	大和市環境農政部 生活環境保全課	〒242-8601 大和市下鶴間 1-1-1	046-260-5106

< 参考 > 県生活環境の保全等に関する条例関係のホームページ
 神奈川県生活環境の保全等に関する条例 (改正概要・条文・指針・施行通知など)
 URL:<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f41093/>
 神奈川県生活環境の保全等に関する条例における指定事業所に関する手続(手続案内・申請書ダウンロード)
 URL:<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7569/p504845.html>
 神奈川県環境農政局環境部大気水質課 URL:<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0515/>

化学物質の自主的な管理状況の報告制度について

平成 23 年度の神奈川県生活環境の保全等に関する条例の改正により、事業者*が化学物質の使用履歴と管理体制を把握するよう促し、事業者の自主管理を促進することを目的として、「化学物質の自主的な管理の状況の報告」制度を新設し、平成 24 年 10 月 1 日から施行しましたので、お知らせします。
 * 神奈川県内の事業者(横浜市及び川崎市に所在する事業所を除く)

制度の概要

全ての指定事業所の設置者は、3年に1度、次の内容を知事に報告することとなります。

- 排出ガスに含まれる排煙指定物質の種類
- 排水に含まれる排水指定物質の種類
- 当該指定事業所で製造し、使用し、処理し、又は保管している特定有害物質(過去において製造等していたものを含む。)の種類及びその種類ごとの使用期間
- 事業活動に伴って発生する炭化水素系特定物質の種類及びその種類ごとの使用履歴
- 環境に係る組織体制の整備に係る事項

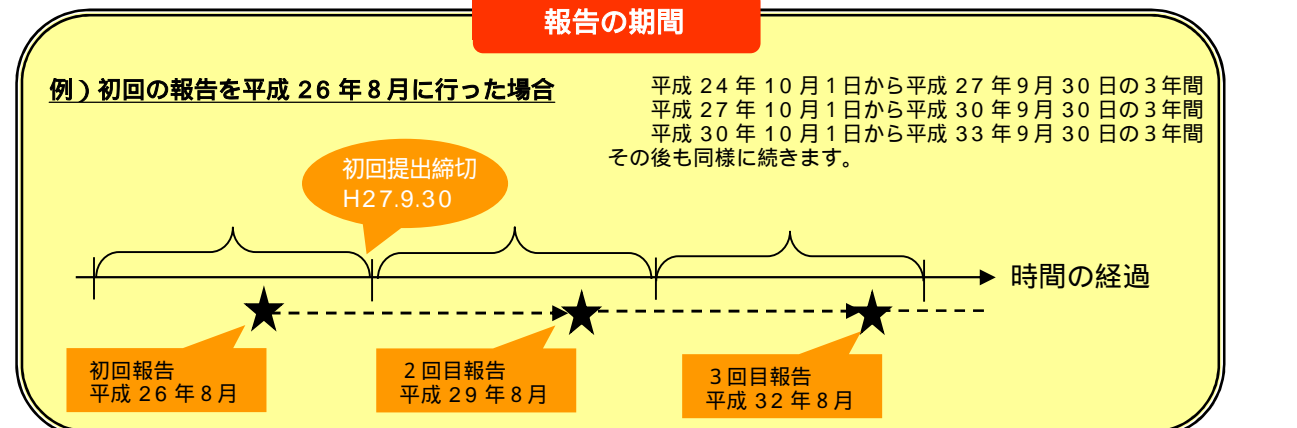
詳細は 2 ページを参照

法令で測定等の義務が規定されている物質の管理状況等を自己チェックしていただく制度です。

1 自主管理状況報告の期間及び内容について (条例第 4 2 条の 3、規則第 4 0 条の 4)

(1) 報告の期間について

初回報告は、**平成 24 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで**の 3 年間のうち、**任意の時期**に行っていただきます。2 回目以降の報告は、**前回の提出から 3 年後**に行っていただきます。



(2) 報告の内容について

事業所において排出、使用等を行う化学物質の種類、使用履歴、管理状況等について、可能な限り直近の状況に基づいて**自己チェックを行い**、報告してください。
 報告する際は、次の 3 つの様式(~)を全て提出してください。**なお、化学物質を排出等していない場合は(付表 1)及び(付表 2)を未記入のまま提出してください。**

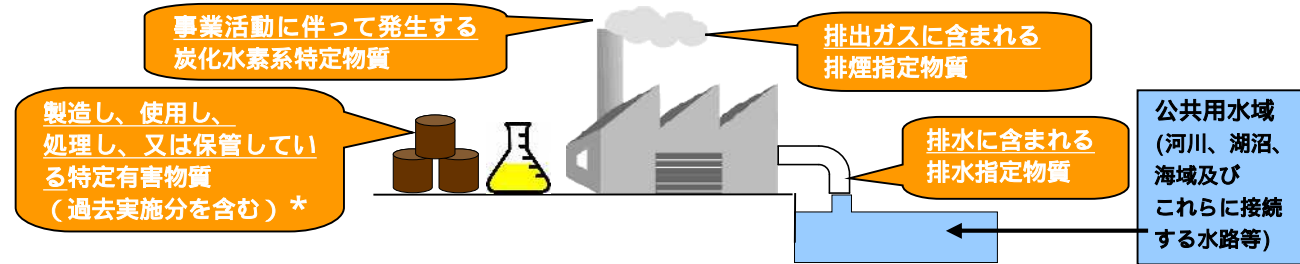
報告書類

- 指定事業所に係る化学物質管理状況報告書(第 18 号様式の 3)
 - 化学物質の管理状況(第 18 号様式の 3 付表 1)
 - 環境に係る組織体制の整備に関する事項(第 18 号様式の 3 付表 2)
- * を提出する際は、環境に係る組織図及び連絡体制を記載したものを併せて提出してください。
 様式のダウンロードはこちら URL: <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7569/p513943.html>



報告の対象となる化学物質

第18号様式の3付表1に列挙され、事業所から排出等されている次の物質が対象になります。



第18号様式の3付表1に掲げる化学物質		測定等の義務を規定している法令	報告書記入事項
排出ガスに含まれる排煙指定物質	カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物、アンモニア、シアン化合物、窒素酸化物 ¹⁾ 、二酸化硫黄 ²⁾ 、硫化水素 *1: 燃料その他の物の燃焼又は熱源の電気の使用に伴い発生するものは除く。 *2: 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するものは除く。	大気汚染防止法 県条例	・排出を開始した時期 ・排出施設の名称
排水に含まれる排水指定物質	カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機りん化合物、鉛及びその化合物、クロム及びその化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物、クロロエチレン、1,4-ジオキサン、フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)、マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。)、ニッケル及びその化合物	水質汚濁防止法 県条例	
使用等を行う特定有害物質	排水指定物質中、カドミウム及びその化合物からクロロエチレンまで 1,2-ジクロロエチレンはシス体に限る	土壌汚染対策法 県条例	・使用期間 ・現在における使用の有無
事業活動に伴い発生する炭化水素系特定物質	ベンゼン、トルエン、キシレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ホルムアルデヒド、フェノール	県条例	

* 特定有害物質の製造等の考え方

次の場合は、特定有害物質の「製造」「使用」「処理」「保管」に該当しません。

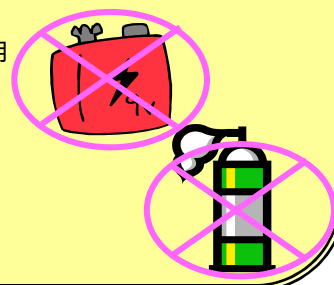
ア 「製造」「使用」「処理」に該当しない行為(代表例)

- ・ 特定有害物質を固体以外の状態にせず、かつ、粉状や粒状にしない状態での取扱い
- ・ 内部に特定有害物質が密閉された製品の使用
- ・ 添加剤として特定有害物質を微量(1%未満)含む物質の製造、使用又は処理
- ・ 特定有害物質を含む製品の使用であって、事業所の事業活動の主目的ではなく、一般消費者と同様に使用する行為

例) 燃料としてのガソリンの使用、設備の補修等を目的とした鉛含有塗料の使用

イ 「保管」に該当しない行為(代表例)

- ・ 不純物として非意図的に有害物質が含まれるものの保管
例) 不純物としてベンゼンを微量に含むガソリンの保管
- ・ 不純物として六価クロムを微量に含むセメントの保管
- ・ 内部にPCBが密封された廃電気機器(コンデンサー、トランス、蛍光灯安定器等)の保管



2 報告書の記入について

(1) 指定事業所に係る化学物質管理状況報告書(第18号様式の3)について

全ての指定事業所が記入してください。

Point!

「報告に係る期間」欄には、化学物質の棚卸し、計画や決算の期間等にあわせて、報告を行う直近3年間の状況について記入してください。

例) 事業所における事業年度や会計年度が4月から翌年3月の場合

平成26年6月に提出する場合: 「平成23年度から平成25年度まで」と記入

平成27年1月に提出する場合: 「平成23年度から平成25年度まで」と記入

代理人が報告する場合であっても、化学物質の管理に責任を有する者が規則で決められている等、法人内部で適切な委任行為が行われている場合には、委任状等の「当該報告についての権限を有することを証する書類」を添付する必要はありません。

(2) 化学物質の管理状況(第18号様式の3付表1)について

報告の対象となる化学物質(法令上測定等の義務がある物質)について自己チェックするものです。報告の対象となる物質を排出、使用等している場合は、記入する必要があります。

Point!

第18号様式の3(第4頁の4欄) (付表1) (表)	排出を開始した年	排出施設の名称
炭化水素系特定物質		
排出ガスに含まれる排煙指定物質		
排水に含まれる排水指定物質		
使用等を行う特定有害物質		
事業活動に伴い発生する炭化水素系特定物質		

付表1 表

第18号様式の3(第4頁の4欄) (付表1) (表)	排出を開始した年	排出施設の名称
炭化水素系特定物質		
排出ガスに含まれる排煙指定物質		
排水に含まれる排水指定物質		
使用等を行う特定有害物質		
事業活動に伴い発生する炭化水素系特定物質		

付表1 裏

排煙指定物質: 現在排出している排煙指定物質の名称にレ点を記入してください。ただし、燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生する窒素酸化物、燃料その他の物の燃焼に伴い発生する二酸化硫黄は除きます。

排水指定物質: 現在排水している排水指定物質の名称にレ点を記入してください。

排出を開始した年: 報告期間の3年間に限定せず、過去に遡って記入してください。

なお、排水指定物質の場合で、公共用水域への排水から、公共下水道接続や全量委託処理に変更した物質については記載する必要はありません。

排出施設の名称: 排出(排水)施設が指定施設の場合にはその番号及び種類を、指定外施設の場合には具体的に施設の名称を記入してください。なお、排水指定物質の排水施設は、排水元の施設を記入してください。

例) 「64(3)めつき施設」、「廃棄物焼却炉(指定施設以外)」

指定施設の一覧はこちら URL: <http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/820339.pdf>

使用期間: 報告期間の3年間に限定せず、過去に遡って記入してください。特定有害物質については、使用等(製造・使用・処理・保管)の期間、炭化水素系物質については使用期間を記入してください。

現在における使用の有無: 特定有害物質については、全量委託処理の場合も記入する必要があります。

炭化水素系特定物質: 炭化水素系特定物質のうち、特定有害物質と重複する物質については、特定有害物質の欄で記入した場合は省略することができます。

記録上判明している期間: 備考の4に記載している「記録上判明している期間」には、前会社から引き継いだ記録等は含まれません。